

処 分 の 名 称	火薬庫の設置、移転、変更に係る許可
根拠法令・条項	火薬類取締法第 12 条第 1 項
関係法令・条項	・火薬類取締法第 12 条第 3 項 ・火薬類取締法施行規則第 13 条及び第 22 条から第 32 条まで ・火薬類取締法施行規則第 31 条の 3 の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準（昭和 35 年通商産業省告示第 76 号） ・火薬類取締法施行規則第 20 条第 5 項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫の隔壁の基準（昭和 49 年通商産業省告示第 52 号） ・火薬類取締法施行規則第 23 条第 4 項及び第 7 項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準及び火薬庫からもっぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離（昭和 49 年通商産業省告示第 59 号） ・避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示（平成 27 年経済産業省告示第 145 号）
審 査 基 準	・煙火等の製造所又は煙火火薬庫に設置する防爆壁等の基準について（昭和 35 年 4 月 22 日 35 軽局第 392 号） ・がん具煙火貯蔵庫相互の距離について（昭和 49 年 5 月 29 日通商産業省立地公害局保安課長通知） ・火薬類取締法施行規則の一部改正について（平成 6 年 7 月 29 日 6 立局第 230 号） ・火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（令和 3 年 3 月 1 日 20210215 保局第 1 号）
標 準 処 理 期 間	15 日